

『四庫全書総目』の殿本と浙本の比較：「史部」を中心として

楊, 柳
南京大学文学院：博士研究生

<https://doi.org/10.15017/2202971>

出版情報：中国文学論集. 47, pp.97-111, 2018-12-25. 九州大学中国文学会
バージョン：
権利関係：

『四庫全書総目』の殿本と浙本の比較——「史部」を中心として

楊柳

乾隆時代に勅命で編纂された『四庫全書』は、中国最大の叢書であり、基本的に乾隆時代以前の中国の重要な全著作を含む。そして『四庫全書』の編纂と共に作られた解題目録『四庫全書総目』（以下『総目』と略称）は、完璧な編集様式と豊富な内容を備え、中国古典解題目録の集大成と見なされている。『総目』は、編纂の過程で、重要な二つの版本が作られた。一つは中央の武英殿が刊行した「殿本」で、もう一つは文瀾閣で保存された『総目』を底本として浙江の地方政府により刊行された「浙本」である。この二つの版本が、それ以降の翻刻本及び整理本の来源である。

殿本と浙本は、ともに『総目』の原稿から生まれたものであるが、最終的には異なるテキストであると言える。殿本の底本は北京において数度の修正を経て完全された原稿であり、一方、浙本も浙江地方の学者による独自の校訂を経たものである。両者には、多くの相違点が見られ、それぞれに優劣がある。従来の『総目』整理本は、底本の選択が良くなかったり多くの間違いが見落されるなどしており、完璧な整理本とは言い難い。拙稿では、殿本を底本として浙本と校勘し、校勘中に発見した貴重な異文を例証として挙げ、『総目』整理の一助としたい。

一、『総目』各版本の総説

当初『総目』は書名・作者・あらすじを記録するだけの簡単な目録であったが、乾隆三十七年から三十八年の間

に、次第に厳密な体系により分類された単独の書となり、さらに「存目」も加えた完璧な目録となった。乾隆三十九年七月、『総目』の稿本が一通り完成し、乾隆帝に進呈された。この稿本は、ほぼ現在の『総目』と同様であるが、後に具体的な蔵書家名やどの省から収集したかなどの情報が補足された。

『総目』の稿本は刊行の過程で何度も改訂された。乾隆四十六年二月十六日によろやく『総目』の刊刻が完了したが、この後も、再三修訂が行われた。武英殿が刊行した「殿本」と浙江の地方政府により刊行された「浙本」のいづれもこの刊行過程で生まれた版本だが、両者の関係についてはさまざまな説が交錯している。一つ目の問題は、両版本の最終的な完成時期である。

殿本『総目』の完成時期について、早期の研究では、確実な証拠を見出せず、完成時期をおおよそ乾隆五十九年或いはそれ以前だと推測した¹⁾。二〇〇六年、崔富章は『四庫全書』の総裁官曹文埴の上奏書を根拠として、殿本の完成時期を確定した。曹文埴は乾隆六十年十一月の奏摺に次のように述べている。

臣曹文埴謹奏、爲刊刻『四庫全書總目』竣工、敬謹刷印裝潢、恭呈御覽事²⁾。

（臣曹文埴謹んで奏す、『四庫全書總目』を刊刻して竣工し、敬謹して刷印裝潢し、御覽に恭呈する事を為す。）

この上奏書から見れば、殿本の完成時間は乾隆六十年の冬である。

『浙本の完成時期は、浙本『総目』の末尾の阮元の「附記」により明らかである。

乾隆五十九年……恭發（提要）文瀾閣藏本、校刊以惠士人。……六十年、工竣³⁾。

（乾隆五十九年……恭しく文瀾閣藏本を発ぎ、校刊して以て士人に恵む。……六十年、工竣す。）

浙本『総目』は文瀾閣で保存された『総目』を底本として、乾隆五十九年から刊刻を始め、六十年までに完成したことがわかる。しかも、その刊行は単なる模刻ではなく、浙江士人の校訂を経たものであった。

従来殿本『総目』完成時期について誤った考え方があったため、殿本と浙本の関係に対する説も一定ではない。もし殿本の完成を乾隆五十九年以前としたら、浙本はそれより遅く現れた版本となる。この観点から、王重民は「乾隆五十八年『総目』が武英殿より刊刻され、六十年に浙江で翻印された」としたのであり、中華書局が一九六五年に影印した浙本『総目』の前書きは王氏の説を踏襲して、浙本の底本は殿本だと断定していた。しかし実は殿本は乾隆六十年十一月によく完成したのであり、浙本の底本が殿本であるはずがない。乾隆五十二年から五十九年まで四庫全書が南三閣に所蔵されていた際、文瀾閣に置かれていた『総目』の稿本が浙本の底本である。殿本と浙本の間には、直接的な継承関係はなく、それぞれ四庫館臣と浙江士人の校訂を経ているため、互いに優劣があり、細かな確認が必要となるのである。

殿本と浙本の完成後の同治七年、広東書局が浙本を底本として、殿本と校合し、『総目』を翻印した。これが「粵本」である。一九六五年には中華書局が浙本『総目』を影印した。この影印本は現在比較的通用している。一九九七年、中華書局が殿本を底本として、浙本と粵本を校合し、句読点を付けた簡体字の『総目』を出版した。残念ながらこのテキストはあまり出来がよくなく、新たにさまざま誤りさえも生じており、使用には適さない。この他、二〇一二年に魏小虎編纂の『四庫全書総目彙訂』が出版された。この本も浙本を底本として、殿本と校合し、さらに前人の訂補を校勘記に付した。現時点では比較的完全な形に近いテキストであるが、なお少なからぬ誤りや遺漏があり、『総目』の定本とは言い難い。『総目』の版本研究は、一定の成果を収めているが、なお多くの課題が残されている。拙稿では、まず各版本との校勘を行い、次に『総目』の史部を中心に検討する。完成時期がやや遅い殿本を底本とし、浙本及び各閣の書前提要を校合した後、代表的で重要な異文を取り挙げることにしたい。

二、『総目』史部提要殿本と浙本の異文と訂補の例

以下、史部提要から数例の異文を列挙し、殿本と浙本の重要性和短所を明らかにしたい。その後具体的な異文について、どう対処すれば良いのかについても検討したい。『総目』の殿本を底本とし、浙本のほかに、文淵閣『四庫

全書』の書前提要(文淵閣提要)・『文津閣四庫全書提要匯要』(文津閣提要)・『金毓黻手定本文淵閣四庫全書提要』(文淵閣提要)・『四庫全書薈要總目提要』『紀曉嵐刪定『四庫全書總目』稿本』などとも校合した。また、以下に挙げる異文は全て『四庫全書總目彙訂』の遺漏または誤りである。

1、卷四十五「正史類一・史記正義」

『自序』「厄困鄆」句下、脱「漢末陳蕃子逸爲魯相、改音反。田(4)白(4)褒『魯記』曰、靈帝末、汝南陳子游爲魯相。陳蕃子也。國人爲諱而改焉」三十九字。

〔自序〕「鄆に厄困す」の句の下に、「漢末陳蕃の子の逸は魯の相と爲りて、音を『反』に改む。田褒『魯記』に曰く、靈帝の末に、汝南の陳子遊は魯の相爲り。陳蕃の子なり。国人は諱の爲に改む。」の三十九字を脱す。

殿本・文淵閣及び文津閣提要は「改音反」に作り、浙本と文淵閣提要は「改音皮」に作る。『史記』ではこの一句の下に『正義』の原文は「皮」であり、『集解』『索隱』ともに「皮」に作る。元々この地名の発音は「蕃」であるが、陳蕃の諱を避けるために発音を変えたのである。「蕃」と「反」では、発音がほぼ同じで、避諱する意味がない。一方、『類篇』には「鄆、蒲糜の切」とある。魯に「鄆」という県があり、その発音が「皮」と同じであったことがわかる。ここは明らかに殿本の誤りであり、浙本によって正すべきであったが、先に示した魏氏『四庫全書總目彙訂』は殿本に従い「反」に誤っている。

2、卷四十七「編年類・元經」

『元經』作於隋世、大興四年亦書曰若思、何哉。

〔元經〕は隋世に作るも、大興四年も亦た書きて「若思」と曰ふは、何ぞや。()

殿本と文淵閣提要では「大興四年」に作り、浙本では「大業四年」に作る。『直齋書録解題』卷四「元經薛氏伝十

五卷」の一條には次のようにいう。

今攷唐神堯諱淵、其祖景皇諱虎。故『晉書』戴淵、石虎皆以字行。薛收唐人、於傳稱戴若思、石季龍宜也。『元經』作於隋世、而太興四年亦書曰「若思」、何哉。

(今攷えるに、唐の神堯の諱は淵、其の祖の景皇の諱は虎。故に『晉書』の戴淵、石虎、皆字を以て行ふ。薛收は唐の人、伝に「戴若思」「石季龍」と称すは宜しきなり。『元經』は隋世に作らるるも、而るに大興四年も亦た書きて「若思」と曰ふは、何ぞや。)

「淵」という唐代の諱を避けているので、作者が隋の人ということとは不可能である。この例では、殿本と文淵閣提要が「而」を落として、「大興四年」だけを入れた。その為「大興四年」の四字は、誤つて前の「隋世」と繋がることになりやすい。そして浙本の校勘者もこの一句を間違つて理解し、また隋には「大興」という年号が無いから、勝手に「大興」を「大業」に変えてしまった。これは浙本の作成過程で生じた新しい誤りであり、訂正し校勘記で説明すべきである。

3、卷四十七「編年類・綱目分注拾遺」

『綱目分注拾遺』四卷(書名)

殿本と三閣提要は「拾遺」に作り、浙本では「補遺」に作る。この書物の四庫本の書名と徐乾学『伝是楼書目』・阮元『文選楼藏書記』卷二及び官修『清文獻通考』卷二百十九・『清通志』卷九十九も皆「拾遺」に作るので、書名は「拾遺」のほずである。この提要の最後の部分で、陳鼎『留溪外伝』が『綱目分注拾遺』の書名を改めたことについて次のように述べている。

『四庫全書總目』の殿本と浙本の比較

陳鼎『留溪外傳』、列長恤於「理學部」中、稱其手著『綱目存遺』等書。蓋嫌於朱子尚有所遺、待人之補、故改「補」爲「存」、以諱其事。

（陳鼎『留溪外傳』は、長恤を「理學部」の中に列し、其れ手ずから『綱目存遺』等の書を著すと稱す。蓋し朱子の尚ほ遺すところ有るを嫌ひ、人の補ふを待つ。故に「補」を改めて「存」に爲り、以て其の事を諱む。）

この二句は、文溯閣提要にはまだ無く、その後の館臣たちより入れられたもののはずである。「改『補』爲『存』」は、恐らく前文の「待人之補」のために、誤つて「捨」を「補」に作つたのだ。しかし、浙本の校勘者は、「改『補』爲『存』」によつて、逆に書名が「綱目分注補遺」と推測して、書名を変えたのだろう。本例は浙本の誤りであり、校勘記で説明すべきである。

4、卷四十八「編年類存目・明大政纂要」

今鈔本卷首仍存巡撫直隸監察御史印、則當爲未刊以前藏本。

（今鈔本の卷首に仍ほ巡撫直隸監察御史の印を存するは、則ち當に未だ刊せざる以前の藏本爲るべし。）

殿本では「巡撫直隸監察御史」に作り、浙本では「巡按直隸監察御史」に作る。明代は、御史台を都察院に改め、十三道の監察御史が置かれていた。地方にも、巡按御史という職があり、其の定員は北直隸に二人、南直隸には三人であった。以上のことから、「巡按直隸監察御史」が正しい官職名であるとわかる。殿本は恐らく前文で譚希思について「官は四川巡撫に至る」とあったことから誤つて「巡按」を「巡撫」に作つたのだろう。

5、卷五十三「雜史類存目二・姜氏秘史」

又證以南京錦衣百戶潘瑄貼黃冊、內載校尉潘安三月二十三日敘〔欽〕撥隨侍燕王、還北平住坐云云。據此則來朝明矣。

(又南京錦衣百戸潘瑄の貼黄冊を以て証す。内に載するに、校尉の潘安三月二十三日に欽撥せられて燕王に随侍し、北平に還りて住坐す云云と。此れに拠りて則ち来朝するは明らかなり。)

「住坐」を浙本は「陸坐」に作る。「住坐」の意味は、「駐屯」である。この句に関連のある『姜氏秘史』の原文には、次のようにいう。

又南京錦衣衛百戸潘暄貼黄冊内載、校尉潘安二十三日欽撥随侍燕王還北平任、坐以拿張昺功陞職。據此則來朝明矣。

(又南京錦衣衛百戸潘暄の貼黄冊の内に載するに、校尉の潘安二十三日に欽撥せられて、燕王に随侍して北平の任に還る。以て張昺を拿ふるに坐りて職に陞る。此れに拠りて則ち来朝するは明らかなり。)

『姜氏秘史』の原文よれば、「坐」の前の文字は「任」であり、「任」が上の一句に繋がって、「坐」が下の一句に繋がる。また、万曆刻本『建文朝野彙編』卷二は『姜氏秘史』のこの部分を引用して、文字が前掲の『秘史』と全く同じであるから、万曆時期、『秘史』の文字は「任坐」であったとわかる。「陸坐」も「住坐」も間違いのようだが、『総目』は『秘史』の原文を直接引用していない。「二十三日」の前には「三月」を補い、「敘撥」は「欽撥」の誤りであり、「以拿張昺功陞職」は省略されている。これらのことから、『総目』が原文を書き改めており、明らかに「住坐」を一つの言葉と見なしていると知られる。或いは殿本は、『秘史』を誤りと考え、自ら書き直した可能性もある。『姜氏秘史』の原文は「任坐」かもしれないが、『総目』の理解では「住坐」としたのだろう。校勘は提要の作者の本意に戻すべきであり、殿本が正しいのである。ここは、校勘記に詳しく説明することが適当だ。

6、卷七十一「地理類四・徐霞客遊記」

又南過大渡河至黎・雅尋金沙江。從瀾滄北尋盤江。復出嘉峪關數千里、窮星宿海而還。

『四庫全書總目』の殿本と浙本の比較

(又南のかた大渡河を過ぎ、黎・雅に至りて金沙江を尋ぬ。瀾滄より北のかた盤江を尋ぬ。復た嘉峪関を出づること数千里、星宿海を窮めて還る。)

殿本では「嘉峪関」に作り、浙本と三關提要は「石門關」に作る。『徐霞客遊記』の後半は散逸しており、本書から作者の行方を推測することはできない。現存する徐霞客の行方に言及した資料には、友人の陳函輝『霞客徐先生墓誌銘』・錢謙益『徐霞客傳』などがある。陳氏『墓誌銘』には徐霞客の行方を次のように述べる。

又南過大渡河、至黎雅瓦屋・曬經諸山、復尋金沙江。……由金沙而南汎瀾滄、由瀾滄而北尋盤江。大約多在西南諸彝境。……由雞足而西出石門關數千里、至崑崙、窮星宿海。

(又南のかた大渡河を過ぎ、黎・雅の瓦屋・曬經の諸山に至り、復た金沙江を尋ぬ。金沙より南のかた瀾滄に汎び、瀾滄より北のかた盤江を尋ぬ。大約多くは西南諸彝の境に在り。雞足より西のかた石門関を出づること数千里、崑崙に至り、星宿海を窮む。)

錢氏『伝』に記載された徐霞客の行方と陳氏『墓誌銘』とはほぼ一致する。ただし、『墓誌銘』では「石門関」に作り、『伝』では「玉門関」に作る。『墓誌銘』と『伝』を比べると、『総目』に記載された行方が基本的に『墓誌銘』などの資料を簡略化したものと見られる。鶏足山は今の雲南省賓川県にあり、鶏足山から崑崙に行くために、玉門関も嘉峪関も経由が必要な地点ではない。また、方角から見れば、鶏足山から玉門関或いは嘉峪関に行くとしたら、「西のかた」ではなく、「北のかた」の方が相応しいであろう。一方、石門関は鶏足山と同じく雲南省にあり、徐霞客が石門関を経由した可能性は高いであろう。陳氏『墓誌銘』の作成時期は比較的早く、しかも、作者は徐霞客の友人であることから、『墓誌銘』の信頼性は高い。徐霞客『江源考』にも「石門」という地点がよく見える。錢氏『伝』の「玉門関」は恐らく「石門関」の間違いであり、殿本の「嘉峪関」の根拠は不明であるが、『徐霞客遊記』の中にも「嘉峪関」という地名は見当たらないので、殿本が誤っていることを校勘記で説明すべきである。

以上の六例のほかにも多くの異文がある。以下に他の八例を簡単に表で示す。

『総目』 史部殿本と浙本の異文挙例表

	書名	殿本	浙本	是非
卷五十五	東観漢記	范「書」劉珍傳亦稱鄭太后詔珍與劉駒駿作「建武以來名臣傳」	「鄭太后」を「鄧太后」に作る	三閣提要には「鄧太后」に作る。「後漢書」劉珍伝に、「永寧元年、太后又詔珍與駒駿作「建武以來名臣傳」とある。殿本が誤り。
卷五十五	尚史	作「世系圖」一卷……「繫傳」六卷	「繫傳」を「繫」に作る	三閣提要には「繫」に作る。「尚史」卷八十一・八十二には「孔子繫」とあり、卷八十三・八十五は「孔子弟子伝」、卷八十六は「諸子伝」で、合計六卷である。卷名は「繫」だけではなく、「繫伝」と称すべきである。殿本が正しい。
卷五十五	續蔵書	又王禕殉節「滇南、不入之忠節傳中、而列之開國功臣」	「忠節」を「忠義」に作り、「開國臣」を「開國名臣」に作る	「統蔵書」卷二十三には「忠節名臣」であり、浙本が間違っている。王禕の伝記は、卷二「開國名臣」の中にあり、卷三と四の「開國功臣」と区別するためにも「名」の字を付すべきである。
卷五十三	史餘	「鑿字濟之、吳縣人……官至戸部尚書、武英殿大學士、諡文恪」	「武英殿大學士」を「文淵閣大學士」に作る	「明史」王鑿伝には、王鑿の官職は文淵閣大學士と記録される。しかし、「明史」宰相年表「正徳元年丙寅」條に、「王鑿……十二月加戸部尚書、文淵閣大學士」とある。同表の「二年丁卯」條に、「鑿、八月晉少傅兼太子太傅武英殿大學士」とある。これらのことから、王鑿が武英殿大學士を務めた時期は文淵閣大學士を務めた時期の後であり、殿本には根拠がある。
卷五十三	明良集	又「序」云「趨召過韶、以貽韶守臣鄭驥等」	「趨召」を「赴召」に作る	霍韜「恭題明良集後」に、「臣趨召過韶、適韶守臣鄭驥、武守臣郭顯文、教授臣陳一貫、臣陳錠胄將興材、臣乃貽之」とある。丁丙「善本書室蔵書志」に「明良集」の嘉靖刻本を収録しており、末尾に霍韜「後序」があり、「臣趨召過韶」とする。殿本が正しい。
卷五十六	前川奏議	忤號前川、泰和人、嘉靖丙戌進士、官至兵科都給事中	「兵科都給事中」を「兵部都給事中」に作る	明代の兵部には都給事中という官職は無い。「明史」劉源清伝に、「兵科曾忤等言、宸濠亂、源清有保障功、當蒙八議之貸。」とあり、殿本が正しい。
卷六十	二程年譜	中字平子、號雪瀑、舒城人	「雪瀑」を「雲瀑」に作る	黄中には、「黄雪瀑集」があり、其の中の「論文瑣言序」に「庚午秋日舒城黄中平子雪瀑氏書于桃溪泳古堂」と署名する。殿本が正しい。

『四庫全書総目』の殿本と浙本の比較

卷六十二 事編内篇	八卷	「八卷」を「六卷」に作る	本書の崇禎十一年孫士元刻本は八卷である。「千頃堂書目」卷五に「孫慎行」事編内篇「八卷」と記載し、「續文献通考」と「續通志」にも「八卷」に作る。殿本が正しい。
-----------	----	--------------	--

三、『総目』史部殿本と浙本の異文分類と措辞の風格

前掲の異文のほか、『総目』史部の殿本と浙本の相違は千ヶ所以上にも及ぶ。全般的に比較すると、二版本の差異は主に以下の三種類にまとめられる。一つは伝写過程で生じた誤りで、このような誤りは避け難いものである。一例として殿本『漢唐秘史』提要」を見てみよう。

多取委巷之談、如高帝斬蛇、〔蛇〕後轉生王莽之類、皆僞妄不足辨也。

（多く委巷の談を取ることに、高帝の蛇を斬り、蛇は後に王莽に転生するの類の如きは、皆僞妄にして弁ずるに足らざるなり。）

浙本は正しく「高帝斬蛇、蛇後轉生王莽」に作る。殿本では「蛇」の一字を脱しており、文の主語が狂ってしまった。一方、『御定平定準噶爾方略前編・正編・続編』提要」には次の一句がある。

以人心之大順、知帝命之式臨。

（人心の大順するを以て、帝命の式臨するを知る。）

浙本では「如帝命之式臨」に作っており、意味が通じない。「知」と「如」は、形が似ていることから、浙本の誤りであろう。

二点目は浙本が明らかに事実と合わない誤りを意識的に訂正していることである。例えば『竹書紀年』提要」に、次の一句がある。

案『晋書』東哲傳、晉咸和七年、汲縣人發魏襄王塚、得古書七十五卷、中有『竹書紀年』十三篇。

(『晋書』東哲伝を案ずるに、晋の咸和七年、汲県の人は魏の襄王の塚を発き、古書七十五卷を得たり、中に『竹書紀年』十三篇有り。)

殿本と三閣提要では「咸和七年」に作り、浙本では「太康二年」に作る。殿本も三閣提要も「咸和七年」に作ることから、原本は「咸和七年」とあったのだろう。明清時代の他の文献を見ると、「咸和七年」は「咸寧七年」の可能性がある。⁽⁸⁾しかし浙本は『晋書』により、「太康二年」に変更している。このような違いは枚挙にいとまがない。このことから、浙本の校訂が単なる伝写ミスを修正するだけでなく、提要の作者の誤りをも改訂しており、現代の古籍整理校勘とは本質的な区別があるとわかる。しかし浙本が改訂する過程でも、新たな誤りを生じた可能性もある。上述の『元経』提要」はその典型的な例であろう。

三点目は殿本が改訂される過程で、自身の間違いを重ねて改正したものである。例えば『史傳三編』提要」の『續傳』五卷」を、浙本と三閣提要は、『續編』五卷」に作るが、殿本は『續傳』五卷」に作る。

是編凡『名儒傳』八卷、『名臣傳』三十五卷。又『續傳』五卷、『循吏傳』八卷。

(是の編凡そ『名儒伝』八卷、『名臣伝』三十五卷なり。また『続伝』五卷、『循吏伝』八卷なり。)

実際『史伝三編』の章節名は「続伝」である。殿本だけが事実と合致することから、殿本が自ら瑕疵を正したとしか考えられまい。逆に、殿本は改訂の過程で、新たな誤りも生んでいる。例えば『殿閣詞林記』提要」は「詞

『四庫全書総目』の殿本と浙本の比較

垣」と「禁垣」の区別がある。

道南自正徳辛巳改庶吉士、由編修歴官侍講學士。在禁垣最久、嫺習掌故。

(道南は正徳辛巳より庶吉士に改められ、編修より侍講學士を歴官す。禁垣に在りて最も久しく、掌故を嫺習す。)

殿本「禁垣に在りて最も久しく」の「禁垣」を、浙本と三閣提要は「詞垣」に作る。廖道南には、『詞垣賦頌』四卷があり、詞垣の一員と自認していた。また、『殿閣詞林記』の内容は全て文臣の話であり、廖が「詞垣に在りて最も久しく」は文人たちの掌故を熟知する理由である。もし「禁垣」に変えてしまうと、意味が通じなくなってしまう。しかし三閣提要が「詞垣」に作るのは、『総目』の稿本が元々「詞垣」だったからであり、「禁垣」は殿本自ら変更した結果であり、殿本のミスであろう。殿本を手直したのは四庫館臣である。一部分の改訂は校勘ではなく、筆者自身による書き直しであつたろう。

また、殿本と浙本の措辞には異なる風格も見られる。浙本の「周忠愍奏疏」提要は、本の構成と主要な内容に言及するが、殿本の重点は作者の人柄にある。しかも殿本の方が、言葉遣いが激烈で、格調も高く、駢文の対句がしばしば見られる。

殿本・當魏忠賢肆虐之日、國事日非。幾幾乎毒焰薰天、狂瀾汨地。無恥者從風而靡、代爲搏噬無論矣。卽儼然自好者、亦潔身去之而已。起元獨與楊左諸人、奮起而嬰其鋒。雖卒至白骨銜冤、黃泉茹痛、而士大夫尚賴此數十君子知世間有廉恥事。亦不可謂非中流之砥柱也。其人足重、斯其言可傳。豈明末臺諫連篇累牘、徒以嘩訐取名者所可同日語哉。錄而存之、以表章忠義之氣也。

(魏忠賢肆虐の日に當たりて、かはるが國事は日に非なり。幾々乎として毒焰天に薰じ、狂瀾地に汨しずむ。無恥なる者は風に從ひて靡き、代かはるがる搏噬すること論無し。即ひ儼然として自好する者も、亦た潔身して之を去るのみ。起

元は独り楊〔漣〕・左〔光斗〕の諸人と与に、奮起して其の鋒に嬰る。卒に白骨冤みを銜み、黄泉に痛みを茹らふに至ると雖も、而れども士大夫尚お此の数十君子を頼りて世間に廉恥の事有るを知る。亦た中流の砥柱に非ざるを謂ふべからざるなり。其の人は重んずるに足り、斯に其の言伝ふべし。豈に明末の台諫の連篇累牘、徒らに唾訐を以て名を取る者の日と同じくして語るべき所ならんや。録して之を存し、以て忠義の気を表章するなり。）

浙本・原本第一卷所載皆起元之傳。第四卷爲「蘭言録」、皆系題贈詩文。第五卷爲「崇祀録」、皆呈詞碑記。後又録諸人贈祭詩文及起元遺詩七首。蓋出其後裔搜輯開雕、故隨得隨增、無復次第。又明末積習、好以唾訐取名。其奏議大抵客氣浮詞、無裨實用。起元諸疏、尚多有關國計民生。非虛矜氣節者比。其人其言、足垂不朽。今録其奏疏二卷、以遺詩七首附後。至起元名光史冊、初不藉傳志以傳。茲並從刪汰、以省繁複焉。

（原本第一卷の載する所は、皆起元の伝なり。第四卷は「蘭言録」爲り、皆題贈する詩文に系かる。第五卷は「崇祀録」爲り、皆呈詞・碑記なり。後は又諸人の贈祭する詩文及び起元の遺詩七首を録す。蓋し其の後裔の搜輯開雕より出で、故に得るに隨ひて増すに隨ひ、復た次第無し。又明末の積習は、好く唾訐を以て名を取る。其の奏議は大抵客氣の浮詞にして、実用を裨はず。起元の諸疏は、尚お多く國計民生に関わる有り。虚しく氣節を矜る者の比に非ず。其の人にして其の言あり、不朽に垂るるに足る。今其の奏疏二卷を録し、遺詩七首を以て後に附く。起元の名の史冊に光すに至るも、初め伝志を藉りて以て伝へず。茲に並びに刪汰に従ひて、以て繁複を省く。）

浙本は單なる訂正であり、内容を書き直す権限は与えられていない。異文が生じた要因があれば、殿本が四庫館臣により修正されていた。例文を見ると『総目』の提要では人物に対する態度が一層鮮明である。

四、結び

『四庫全書総目』の殿本は四庫館臣の度重なる改訂を経た定本であり、完成時期は浙本よりも遅く、『総目』の最終状態を示しているといえよう。一方、江南士人も浙本の刊刻過程で『総目』を校訂し、多くの誤りを正した。『総目』の殿本と浙本には、それぞれ優れたところがあり、どちらも疎かにはできない。『総目』の整理は、二つの版本が同じように重要であるとの認識を前提として、詳しく両者を比較する必要がある。このようにして今後完璧な『総目』整理本を完成させたいと考えている。

注

- (1) 殿本『総目』の完成時期について、基本的に以下の説がある。郭伯恭は『四庫全書纂修考』に「乾隆五十五年～五十九年」と推測した(岳麓書院、二〇一〇年)。王重民は「論『四庫全書』に、「約乾隆五十八年冬」と推測した(『北京大学学報』、一九六四年、第二期)。中華書局一九六五年影印の浙本『総目』の前書きでは、「乾隆五十四年」と推測した。
- (2) 中国第一歴史檔案館『纂修四庫全書檔案』、上海古籍出版社、一九九七年。
- (3) 『四庫全書総目』、中華書局、一九六五年。
- (4) 『総目』は『史記』の原文を引用して、誤って「田褒」に作る。中華書局が二〇一三年に出版した『史記』は、校勘記で「白褒」に訂正している。
- (5) 陳振孫『直齋書録解題』、上海古籍出版社、一九八七年。
- (6) 徐弘祖『徐霞客游记』、上海古籍出版社、一九八〇年。
- (7) 李裕民は『四庫提要訂誤』で「この本には『忠節伝』がないのに、どうして『忠節伝』に入れることをできようか」との意見を述べているが、いささか厳し過ぎるように思われる。

(8) 咸寧(二七五〜二八〇)は西晋の武帝の元号で、六年までしかいない。しかし李贄『藏書』卷四には「(司馬炎)咸寧七年、滅呉」とあり、「咸寧七年」の記述もある。二八〇年三月、太康に改元しており、三月以後が太康元年である。従って太康二年と咸寧七年はともに二八一年である。